

地域包括ケア病床への転換のお知らせ

2025年7月1日より、医療療養病棟の療養病床47床のうち20床を地域包括ケア病床に転換いたします。

◆地域包括ケア病床とは

急性期医療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには、不安のある患者さんに対し、在宅復帰に向けた支援を行なう病床です。

主治医、看護師、ソーシャルワーカー等の医療スタッフが支援します。

2病棟の下記の20床が対象です。

個室	:216号室	217号室
2人室	:201号室	
4人室	:206号室	207号室 208号室 218号室

◆入院の対象者

- 1) 当院で経過観察が必要な方
- 2) 在宅復帰に向けて積極的なリハビリが必要な方
- 3) 在宅復帰に向けて療養準備が必要な方
- 4) 在宅療養中に入院治療が必要となった方
- 5) 眼科入院の方
- 6) その他

◆入院期間

※入院期間は60日を限度としております。

その後については、当院の医療ソーシャルワーカーが相談をお受けします。

◆地域包括ケア病床での留意点

- ・入院費用は定額です。リハビリテーション、投薬、注射、処置、検査、画像診断等の費用を含みます。ただし、一部例外もあります。
- ・地域包括ケア病床は、患者さんの個々の希望での部屋移動は出来ませんのでご了承ください。
- ・60日を超える方や病状によっては、療養病床・一般病床のお部屋に移動していただきます。その際、主治医または看護師から説明をいたします。

*ご不明な点がございましたら、病棟師長、入退院支援センターにご相談ください。

国家公務員共済組合連合会
吉島病院
院長 山岡 直樹